

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称

一級河川 堂島川（旧淀川） ライトアップ施設補修工事（R 6 水晶橋上流左岸）

西大阪治水事務所が所管するライトアップ施設は、水と光のまちづくりの推進に向け、中之島中央エリアにおいて堂島川の水辺のライトアップを実施しているものである。同護岸周辺のライトアップと調和した照明を施すことにより中之島中央エリアの夜間景観をより向上させるとともに、水都大阪の新たな魅力発信拠点として全国への発信につなげるために重要な施設である。

本ライトアップ施設（水晶橋上流左岸）は、平成 28～29 年にプロポーザル方式により受注した小寺電業株式会社が設置したものであり、本工事は、ライトアップの演出システムの正常な機能維持を目的として、構成機器・設備の補修工事を行うものである。

当該演出制御システムには、製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用されており、これらの情報技術は製作者の技術財産であり一切公開されていない。

以上のことから、本工事を実施するためには、当該システムの詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない当該システムの設計思想、システム操作についてのノウハウを熟知している等、特別な能力が必要である。

従って、当該システムの設計・製作を実施した小寺電業株式会社以外にその能力を有するものがない。

以上のことから、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積書を徴収せず、小寺電業株式会社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴収を省略する。